

最高人民会議の役割

——北朝鮮の「最高主権機関」——

磯崎敦仁

(慶應義塾大学)

はじめに

北朝鮮憲法は最高人民会議を「最高主権機関であり、最高立法機関」と規定している。その討議内容については詳細な分析がなされてきたものの、政治体制研究の一環として当然行われるべき国家機関としての検証はほとんど無視されてきたといってよい⁽¹⁾。全体主義に近い非民主主義国家の議会は意味がないとの先入観によるものであろう。韓国においてはいくつかの先行研究が存在するものの、それらは会議開催状況を羅列したものであったり、1998年に行われた大幅な憲法修正を踏まえていない旧情報による研究となっており、いずれも通時的視座に乏しい⁽²⁾。

北朝鮮で開催事実が公表されてきた定例会議に、党機関としては党大会、党中央委員会全員会議、国家機関としては最高人民会議、内閣全員会議、同拡大会議がある。80年から改正されていない朝鮮労働党規約では、大会、中央委員会全員会議のほか、政治局、常務委員会の設置が定められている。しかし党大会は80年10月の第6次大会以来四半世紀以上にわたって開催されていないばかりか、党中央委員会全員会議も93年12月の第6期第21次会議開催以来音沙汰がない。さらに政治局は執筆時点(2007年11月)で、金正日、金永南、朴成哲、金英柱、全秉鎬、韓成龍の6名で構成されるものと思われるが、副主席を務めた朴成哲や最後に政治局入りした金英柱(93年12月任命)等はほとんど動静も伝えられず、実権どころか名誉職としての働きも見せていないことに鑑みると、完全に機能が停止しているといってよい⁽³⁾。常務委員にいたっては95年2月に呉振宇が死去して以来、金正日一人である。しかも、97年の金正日の総秘書選出過程は各「代表会」の

「推戴」という、党規約を完全に無視した方法によるものであった。一方、党中央委員会に代わって政策決定の中枢に位置するようになったと考えられる共和国国防委員会は、会議開催自体報じられたことがないまま構成員の高齢化が進んでいる⁽⁴⁾。このような状況のなか北朝鮮の政治体制を考察するならば、第11期第5次会議(07年4月11日)までに延べ77回開催してきた最高人民会議に着目せざるをえない⁽⁵⁾。

最高人民会議を規定した北朝鮮憲法は、ソ連憲法を基礎に形成された⁽⁶⁾。しかし、ソ連の政治体制を模倣したはずの金日成体制が徐々に親元を離れ「主体」的に変質していったことは指摘するまでもない。ソ連が崩壊してからも北朝鮮はその体制を存続させ、代議員選挙を実施し会議を開催しつづけている。金日成が国家機関について多くの著作を残したのとは対照的に、金正日が論じたものとしては「わが人民政権の優越性をより高く発揚させよう」くらいしか公表されていない。最高指導者の「教示」ないし「マルスム(お言葉)」が公表されていないにも拘らず莫大な費用と手間をかけて会議を開くには、それなりの理由があると考えるのが自然である。

本稿では、これまでほとんど扱われてこなかった最高人民会議の位置づけと運用実態、存在意義について一次資料をもとに検証する⁽⁸⁾。また、代議員選挙の「投票率・賛成率100%」(表1)は北朝鮮の選挙を端的に表現したもののようにいわれるが、実際にはソ連・東欧諸国も同様であった。そのため、ソ連のシステム、人民民主主義を受け入れた東欧諸国との比較の視点を導入することで、北朝鮮国会の「特殊性」について考察を試みることも必要となろう。さらに、その巧妙な投票方法の実態解明は従来脱北者証言に頼られてきたが、

近年公表された法律によ
っても裏づけが取れるこ
とを明示する。

1. 会議

(1) 地位

最高人民会議は、48年憲法において第3章「最高主権機関」の中に規定されたが、72年憲法では「最高人民会議」自体に一章が割かれるようになった。しかし、48年憲法第3章「最高主権機関」は最高人民会議と同常任委員会のみについて定められているため、扱いの程度は実質的に同等である。徐大肅の言葉を借りれば、国家全体としては「党から行政へ権力の移行⁽⁹⁾」が断行され、常任委員会が常設会議に、内閣が政務院に名称変更された。しかし、最高人民会議の役割自体については注目すべき変化が見受けられなかったのである⁽¹⁰⁾。

それが一変して92年憲法では第6章「国家機構」中のわずか一節で扱われるようになり、主席、国防委員会、中央人民委員会⁽¹¹⁾、政務院等と並列されるようになった。それまでの72年憲法においては、主席は第6章、中央人民委員会は第7章として独立しており、国防委員長は主席が兼務する等とした規定(93条。以下特に断りなければ現行の98年憲法。)が一部あるのみで、国防委員会については独自の章どころか条文自体設けられていない。92年憲法では、金正日の委員長就任に伴う国防委員会の台頭ばかりが注目されたが、最高人民会議をはじめとする国家機関全般が軽視されるようになったことは重要である。その代わり新たに章を得たのは第4章「国防」であった。98年憲法はその構成において92年憲法を踏襲しており、最高人民会議は第6章「国家機構」の一節として扱われている。両憲法間の構成面における明確な差異は、一節が割かれていた「主席」職に関する規定が完全に削除された点である。以上

表1 最高人民会議代議員選挙の投票状況

| 期 | 投票日 | 代議員数 | 投票率 | 賛成率 | 任期 | 投票形式 |
|----|------------|------|-------|-------|-------|----------------|
| 1 | 1948/8/25 | 572 | 99.97 | 98.49 | 9年 | 白黒投票箱 单一投票箱 |
| 2 | 1957/8/27 | 215 | 99.99 | 99.92 | 5年1ヶ月 | |
| 3 | 1962/10/8 | 383 | 100 | 100 | 5年2ヶ月 | |
| 4 | 1967/11/25 | 457 | 100 | 100 | 5年 | |
| 5 | 1972/12/12 | 541 | 100 | 100 | 5年 | |
| 6 | 1977/11/11 | 579 | 100 | 100 | 4年4ヶ月 | |
| 7 | 1982/2/28 | 615 | 100 | 100 | 4年8ヶ月 | |
| 8 | 1986/11/2 | 635 | 100 | 100 | 3年5ヶ月 | |
| 9 | 1990/4/22 | 687 | 99.78 | 100 | 8年3ヶ月 | |
| 10 | 1998/7/27 | 687 | 99.85 | 100 | 5年 | |
| 11 | 2003/8/6 | 687 | 99.9 | 100 | | |

※『朝鮮中央年鑑』『朝鮮民主主義人民共和国法典（大衆用）』等、北朝鮮側発表により作成。

のことから、最高人民会議が憲法上で軽視されるようになったのは92年からであり、それは国防委員会の浮上と時期を一にしているといえる。

98年憲法の第6章「国家機関」において、最高人民会議に関する規定は冒頭の第1節を占めている。最高意思決定機関と目される国防委員会は第2節、最高人民会議常任委員会は第3節、内閣は第4節に規定され、第5節は地方人民会議、第6節は地方人民委員会、第7節は検察所及び裁判所となっている。最高人民会議は「立法権を行使」(88条)する「最高主権機関」(87条)であるゆえ、形式的には国防委員会よりも前に出てくるのであろう。

(2) 任務と権限

現行の98年憲法第91条によれば、最高人民会議は次の任務及び権限を有する。

- ①憲法の修正・補充、②部門法の制定・修正・補充、③最高人民会議休会中に常任委員会が採択した重要部門法の承認、④国家の対内外政策基本原則を立てる、⑤国防委員長の選挙・召還、⑥常任委員長の選挙・召還、⑦国防委員長の提議による国防委員会第1副委員長・副委員長・委員の選挙・召還、⑧常任委員会副委員長・名誉副委員長・書記長・委員の選挙・召還、⑨内閣総理の選挙・召還、⑩内閣総理の提議による副総理・委員

長・相・その他の内閣成員の任命、⑪中央検察所所長の任命・解任、⑫中央裁判所所長の選挙・召還、⑬部門委員長・副委員長・委員の選挙・召還、⑭人民経済発展計画・その執行状況に関する報告の審議・承認、⑮国家予算・その執行状況に関する報告の審議・承認、⑯必要に応じ内閣・中央機関の事業状況の報告を受けて施策、⑰最高人民会議に提起される条約の批准・破棄の決定。

実状に鑑みれば、確かにこれらの規定どおりそれなりの審議がなされている部分が多い。例えば、⑭人民経済発展計画・その執行状況に関する報告の審議・承認については、毎年政府活動報告の形で報告され官製討論が繰り広げられている⁽¹²⁾。しかし一方で、「国家の対内外政策の基本原則を立てる」(91条4項)ほどの役割を担っているかといえば、否である。むしろ金正日を中心とした指導部によって決定された内容が数百名の高級幹部、各団体の長に周知される場であるといったほうがよい。

また、「法令及び決定を出す」権限が付与されており(97条)、会議に出席した代議員の半数以上が「挙手可決」することによって採択されることになっている。憲法修正の場合には全代議員の3分の2以上の賛成が必要とされるが、出席者が反対の意思表示をするわけがなく、定足数自体も全代議員の3分の2以上(93条)とされるため、会議が開催されればいつでも憲法が改正されうるということになる⁽¹³⁾。

(3) 進行

最高人民会議に議題を提出した機関として公表されてきたのは朝鮮労働党中央委員会のみである。例えば、第6期第15次全員会議(88年12月11日)は、「政務院総理の解任及び選出についての党中央委員会政治局の提議」を討議、採択した。ここでの「党」はいうまでもなく朝鮮労働党を意味する。当時の李根模総理が「健康上の理由で経済組織事業と対外活動を行なうことが困難なため」、後任として延亨默を選出することにしたのである⁽¹⁴⁾。また、20世紀最後の党中央委員会開催となった第6期第21次全員会議でも「最高人民会議の審議に提出する組織問題」について討議

されたことが公表されている⁽¹⁵⁾。

最高人民会議で討議される内容のうち、定期的に扱われているのは前年の国家予算決算とその国家予算承認である。このことについては、第1期第3次会議(49年4月19日～23日)で48年予算の総括と49年予算法令が承認されて以来、50年から53年の予算総括が朝鮮戦争後に開催された第1期第7次会議(54年4月20日～23日)で一括討議されたこと、金日成死去後第10期第1次会議(98年9月5日)まで会議自体が開催されなかつた94年から97年の予算総括を除き、欠かしたことがない。したがって、討議内容の変遷を検証するには、国家予算を除く部分に焦点を当てる必要となる。例外的に開催された部分を抽出すると、人事のほか、統一、教育問題、農村テーマの重視を読み取ることができ、そのうち近年では統一、教育問題に関する議論の衰退が顕著である。また、金正日は最高人民会議において報告を行なった形跡がない。金日成が会議のたびに大演説をぶっていったのとは対照的である。

さらに、重要な政策が最高人民会議で討議されてこなかった点も指摘する必要があろう。例えば、「経済管理体系の改善」(いわゆる「7・1措置」)について、『労働新聞』はもちろんのこと内閣・最高人民会議常任委員会機関紙たる『民主朝鮮』も限定的な情報しか公表していない。北朝鮮政治史を語る上で避けられない派閥抗争の舞台にもなってこなかった。党中央委員会や政治局と異なり、金日成死去後も継続して開催されている背景には、そのような歴史的経験がある可能性も否定できない。また、常任委員会が出す法律や政令のほうが議会採択の法律より圧倒的に多いことも特徴的である。

なお、最高人民会議は「定例会議及び臨時会議をもつ」(92条)が、定例会議は「1年に1、2回」(92条2項)と幅を持たせている⁽¹⁶⁾。そしてこの規定はほぼ守られてきた。また、改革開放を掲げる中国やドイモイ政策導入後のベトナムが約2週間の会期を設けるようになったのに対し、北朝鮮では第3期第7次会議(67年4月24日)以降、断続的に単日開催が続き金正日政権下ではそれが恒例化している。会議形骸化が明確になった

67年が「首領制」完成の年であったことは偶然ではなかろう⁽¹⁷⁾。さらに、金日成が皆勤であったのに対し、金正日は82年2月に代議員に選出されてから、87年4月の第8期第1次会議で初めて欠席した。金日成が死去し、ひな壇中央に座するようになってから数回は連続出席していたが、2003年3月の第10期第3次会議からは断続的に欠席を繰り返している。最高人民会議、ひいては国政の運営に自信を深めたのかもしれない。

2. 代議員選挙

(1) 概要

最高人民会議代議員は、57年8月実施の第2期選挙までは人口5万人あたり1人、それ以降は3万人あたり1人の割合で選出されることになっているが、90年4月の第9期選挙から03年9月の第11期選挙までは687名選出で不变である。北朝鮮自身が『朝鮮中央年鑑』で公表している人口数には増減が見られることから、この規定は遵守されていないといえる⁽¹⁸⁾。なお、各期第1次会議では代議員資格審査委員会が選挙され、同委員会が提出した報告に基づいて代議員資格を確認する決定を採択するという(96条)。

代議員の構成分布については非公表且つ不明の時期も多いが、第10期選出代議員と第11期のそれとの間で明らかに異なるのは学歴である⁽¹⁹⁾。表2のとおり職業別、年齢別、性別では特段大きな差異が見られないものの、学歴別では大卒85.0%だった第10期代議員に対し、第11期は6.9ポイント増の91.9%となっている。学歴重視の傾向が強まったのか、大学進学者が増加したことによるものかは判然としないが、代議員構成は金正日政権がどこに民意があると考えているかの指標であると考えられ注視する必要がある。

不逮捕特權(99条)のある代議員の任期は5年である(90条)。しかし、任期に関する憲法の規定がきちんと守られたのは第10期のみである。48年憲法36条において「3年」任期とされた第1期代議員は実に9年間も在職している。朝鮮戦争を経て54年10月に開催された第1期第8次会議で同条項が「4年」に修正された後、72年憲法

では「選挙は最高人民会議の任期が終わる前に最高人民会議常設会議決定によって行なわれる。不可避の事情で選挙ができるない時には選挙をする時までその任期を延長する」(75条)との規定が新設された。しかし、「不可避の事情」の内訳が説明されたことは一度もない。逆に、任期を待たずして選挙が行なわれた場合にも事情説明がなされていない。



「100%参加 100%賛成投票」を賞賛する北朝鮮切手

(2) 投票方法

表1のとおり最初の代議員選挙は、建国直前の48年8月に実施され、投票率99.97%・賛成投票率98.49%という結果で終わっている。当初より一選挙区に一人が立候補し、同人に対して賛成票か反対票を投げる形式が採られていた。第1期選挙ではほぼ100%の賛成率を得たことは、建国当初から一元的社會が構築されつつあった、もしくは相当程度の強制力が働いていたことを示唆している。その後62年10月の第2期選挙では、賛成率はおろか投票率まで100%に達しており、この状況は86年11月の第8期選挙まで継続した。90年4月の第9期選挙以降、賛成率は100%であるものの、投票率はわずかにそれを割っており、多少は現実的になっている。本来であれば過半数以上の賛成票を得られた候補者が当選である(各級人民会議代議員選挙法⁽²⁰⁾74条、以下「選挙法」という)が、実際には過半数どころか一票の反対票も出でていない。「郡人民会議から最高人民会議に至るまでの各級主権機関は、一般・平等・直接の原則に基づき、秘密投票によって選挙を行う」(6条)、「何人も投票人に賛成または反対投票した事実の公開を要求できず、投票に関連して圧力を加えたり報復できない」(選挙法5条)とされているが、何らかの操作が行われていることは自明である⁽²¹⁾。

第1期及び第2期選挙の際、各投票会場には色

表2 最高人民会議代議員の構成

| 期 | 所属別 | | | | | 職業別 | | | | | 学歴別 | | 年齢別 | | | 性別 | | その他 | | | |
|----|-------|---------|-----|------|------------------|-----|------|------|------|------|-----|------|------------------|-----------|--------|-----------|------|------|------------------|------|------|
| | 朝鮮労働党 | 朝鮮社会民主党 | 天道教 | 青友党 | その他 の党・ 団体 | 無所属 | 労働者 | 農民 | 知識人 | 商工人 | その他 | 大卒 | 専門学校・高 等技術学校卒 | 35歳 以下 | 36-55歳 | 56歳 以上 | 男性 | 女性 | 称号を 受けた 幹部 | 専門家 | |
| 1 | 27.4 | 6.1 | 6.1 | 40.4 | 25.2 | | 21.0 | 33.9 | 32.3 | 10.1 | 2.6 | | 39.7 | | | | 87.9 | 12.1 | | | |
| 2 | 82.8 | 5.1 | 5.1 | 7.0 | | | 39.1 | 31.6 | 27.9 | 1.4 | 0.0 | 27.9 | 7.9 | | | | | 87.4 | 12.6 | | |
| 3 | 96.9 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | | | 56.1 | 16.2 | 26.4 | | 1.3 | 26.4 | 6.8 | | | | | 90.9 | 9.1 | | |
| 4 | 98.9 | 0.2 | 0.2 | 0.7 | | | 63.9 | 15.3 | 20.8 | | | 48.4 | 7.9 | | | | | 84.0 | 16.0 | | |
| 5 | 97.6 | | | | | | 64.1 | 13.3 | 22.6 | | | 50.1 | 9.6 | | | | | 79.1 | 20.9 | 21.6 | 35.1 |
| 6 | | | | | | | 42.8 | 11.1 | 46.1 | | | 58.2 | 11.2 | 5.5 | 78.9 | 15.5 | 79.1 | 20.9 | 40.4 | 52.0 | |
| 7 | | | | | | | 34.6 | 10.2 | 55.1 | | | 65.0 | 12.8 | 3.9 | 71.2 | 24.9 | 80.3 | 19.7 | 49.4 | 49.9 | |
| 8 | | | | | | | 36.2 | 12.1 | 51.6 | | | 56.6 | 19.1 | 2.7 | 68.7 | 28.6 | 78.9 | 21.1 | 56.0 | 60.2 | |
| 9 | 84.6 | 10.3 | 3.2 | | 1.9 | | 37.0 | 10.4 | | | | 68.2 | 31.8 | 2.9 | 56.8 | 40.3 | 79.9 | 20.1 | 63.8 | 64.5 | |
| 10 | 87.5 | 7.6 | 3.4 | | 1.5 | | 31.3 | 9.3 | | | | 85.0 | 15.0 | 1.9 | 48.5 | 49.6 | 79.9 | 20.1 | 52.3 | 72.2 | |
| 11 | | | | | | | 33.4 | 9.3 | | | | 91.9 | 6.1 | 2.2 | 50.1 | 47.7 | 79.9 | 20.1 | 48.0 | 89.5 | |

※『労働新聞』、『朝鮮中央年鑑』から筆者作成。空欄は未公表。数値は%。

の異なる二つの投票箱が設置され、賛成票を投じるなら白色投票箱に、反対票を投じるなら黒色投票箱に投げるという形式が採られた。もちろんこれでは秘密投票といえないが、その後はより欺瞞に満ちた方法になっている。すなわち、「投票人は区選挙委員会員に公民証もしくはそれに代わる証明書を提示し、投票人名簿と対照確認した後に投票用紙をもらう」(選挙法63条)。そして「投票人は賛成するなら標識をせず、反対するなら候補者名の横に線を引く」(選挙法64条)。念のため「投票人が賛成または反対表示をし、投票する場合、投票室には何人も入ったり覗き見たりできない」(選挙法65条)とされているが、賛成なら投票用紙をそのまま投票箱に投じるだけでほとんど時間がかかるから、反対票を投じる者がいるかどうかは「覗き見」るまでもなく判明することになる。鉛筆の置いてある起票ブースに向かった時点でその者が反対票を投ずることが明らかになる。政府から任命を受けた選挙監視員の見守る中でそのような行動に出るのは事実上不可能である。このように現在では具体的な投票方法も法によって詳細に規定、公表されているのである。

一方で、予定された投票時間が過ぎても投票を待つ者がいればそれに便宜を図り(選挙法66条)、重病人や身体障害者のために「移動投票箱」によ

る投票も可能とする(選挙法67、68条)等、投票率を限りなく100%に近づけるための努力が法整備されている。これらの選挙制度はスターリン政権期ソ連のそれと極似しており、そっくりそのまま移植されたものと考えられる。

このような選挙を、北朝鮮は「民主主義的で人民的」であると自画自賛している。その「優越性」は、「選挙が社会の政治思想的統一の強化に寄与している点にある」とし、選挙日は「人民主権を強化して一心団結をなしたわが社会主义の不敗性を誇示するめでたい日であり、全人民が立ち上がって歌い、踊り、国全体が活気付く日である」とされる⁽²²⁾。

投票率を100%に近づける意味としては、政治に参加する権利を住民に与えるという擬似民主主義的行事という側面のほか、住民名簿を管理する役割があると考えられる。定められた住所地から離脱する者が増加した近年において、制裁を恐れる彼らの一部は選挙登録日までに帰郷するのだという⁽²³⁾。

(3) 選挙区——第10期代議員選挙を例に

一人選挙区一人立候補のため必然的に代議員定数と同数になる選挙区には、全て通し番号が振られている。それぞれの選挙区がいかなる地域・組

織内にあるかは公表されないが、報道で推測できる地区もある。選挙に関する報道が比較的充実していた98年7月の第10期代議員選挙を例にとると、「第682号選挙区選挙者会議」には「社会安全部長の朝鮮人民軍次帥・白鶴林同志、蔡文徳社会安全部政治局長と社会安全部の将官、将校、社会安全員らが参加した」と報じられたことから、同選挙区は社会安全部内の選挙区であることが推測される⁽²⁴⁾。このような報道で「軍選挙区」の存在も確認できる。

候補者のポスターも掲示される。筆者は同選挙期間中、黄海北道・新坪郡で「キム・ジョンナム」氏への投票を呼びかけるポスターを現認している⁽²⁵⁾。また、同時期に江原道・元山市内の旅館従業員に聴取したところ、同地域の候補者は韓徳鉢朝鮮総聯議長であった⁽²⁶⁾。このようなことから、北朝鮮が報じているように六百あまりの選挙区で候補者に対して賛成票を投じる儀式が行なわれているのは事実であるといえる。

当時、『労働新聞』や『民主朝鮮』は、「敬愛する將軍を共和国の首位に高く奉じ、この地に世界的な強盛大国を一日も早く建設しようとするわが人民の栄光、高い氣概の表れ⁽²⁷⁾」として、金正日が代議員再選後「共和国の首位」に立つことに触れていたが、一方でこの表現はその職位が「主席」でないことも示唆していた。選挙関連報道はその後の情勢を推察するヒントにもなりうるのである。7月15日になって「中央選挙委員会の報道(14日付)」が公表され、慣例どおり全ての選挙区で「推戴」されていた金正日が最初に「推戴」された第666選挙区から出馬すると告知された。第9期以前の代議員選挙でも金日成はすべての選挙区で「推戴」され、最初に「推戴」された選挙区で候補者登録を行なっている。

3. 常任委員会

(1) 地位

常任委員会は「最高人民会議休会中の最高主権機関」(106条)とされる。その任期は「最高人民会議の任期と同じである」(109条)ことから五年間であり、「委員長、副委員長、書記長、委

員」で構成される(107条)。その内訳を見ると、複数政党制の導入、統一戦線の存在を強調するためか勤労団体、大衆団体の責任者が多く含まれる⁽²⁸⁾。金鉗奉や崔庸健といった主要幹部が担ってきた委員長職だが、98年の憲法改正以来執筆現在に至るまでは一貫して金永南が担っている。その役割は、①常任委員会の事業指導、②国家を代表しての外国使臣の信任状・召還状接受となっている(111条)。現行憲法上、「国家を代表」するとの表記が付されているのはこの常任委員長職のみである。98年憲法では、強大な権力が付与されていた国家主席職がいわば「永久欠番」とされ、その権限の一部が内閣と常任委員会に委譲された。すなわち、政府の代表権は内閣総理が持ち(120条)、常任委員長は、条約の批准及び破棄の公布、外交使節の任命・召還といった対外業務を担うこととなった。副委員長には楊亨燮、金英大が任命され、各国議会との交流等で表舞台に出てくることが多い役職となっている。

さらに、常任委員会には「若干名の名誉副委員長を置くことができる」(108条)。同職は、「代議員の中で長期間にわたって国家建設事業に参加し、特出した寄与をした活動家ができる」(108条2項)。98年の憲法改正で主席制が廃止されたと同時に、副主席だった朴成哲、李鍾玉(99年9月23日死去)、金英柱、全文燮(98年12月29日死去)の4名が名誉副委員長に任命された。当時、朴、李、金の3名は党政治局員も担っていたがいずれも高齢であった。「革命の先輩を敬う」金正日の「崇高な道徳・義理によって」置かれたポストとされており、文字通り「名誉」職なのである⁽²⁹⁾。「中朝友好協会訪問団」などと会見する機会ももたれたが、00年以降彼らの動静について報じられることはほとんどなくなっている。

また、従来最高人民会議には議長と2名の副議長からなる議長団が構成されており、常設会議議長団を兼ねていたが、98年憲法で常任委員長職が復活し、議長と委員長が分離された。その後議長となった崔泰福(党秘書)、副議長の姜能洙(前文化相)、呂遠求(前教育委員会副委員長、呂運亨の娘)の動静を見ると、その役割は最高人民

会議開催時の司会や対外的な議会交流活動への従事にとどまり、議長団の地位は相対的に低下したといえる。

(2) 任務と権限

現行の98年憲法110条によれば、常任委員会は次の任務及び権限を有する。

①最高人民会議の召集、②会議休会中に提起された新たな部門法案・規定案、現行部門法・規定の修正、補充案の審議採択、審議採択する重要部門法の次回会議承認、③やむを得ない事情で会議休会中に提起される人民経済発展計画・国家予算及びその調節案の審議・承認、④憲法・現行の部門法・規定の解釈、⑤国家機関の法遵守執行監督・施策、⑥憲法、最高人民会議法令・決定、国防委員会決定・命令、最高人民会議常任委員会政令・決定・指示に違反する国家機関の決定・指示の廃止、地方人民会議の誤った決定執行の停止、⑦代議員選挙のための事業、地方人民会議代議員選挙事業の組織、⑧代議員との活動、⑨会議部門委員会との活動、⑩内閣の委員会・省の新設・廃止、⑪会議休会中の総理提議による副総理・委員長・相・その他内閣成員の任命・解任、⑫常任委員会部門委員会成員の任命・解任、⑬中央裁判所判事・人民審議員の選挙・召還、⑭外国と締結した条約の批准・破棄、⑮外国に駐在する外交代表の任命・召還の発表、⑯勲章・メダル・名誉称号・外交職級の制定、勲章・メダル・名誉称号の授与、⑰大赦権・特赦権行使、⑱行政単位・行政区域の新設・変更。

常任委員会は、全員会議及び常務会議をもち、前者は委員全員で、後者は委員長、副委員長、書記長で構成される(112条)。前者は常任委員会の任務及び権限を遂行・行使する上で提起される重要な問題を討議、決定し、後者は、全員会議から委任された問題を討議、決定する(113条)。また、常任委員会は、政令・決定・指示を出し(114条)、その活動を助ける部門委員会を設置することができ(115条)、それらの活動は、最高人民会議の前に責任を負うとされる(116条)。

4. 存在意義

ある比較政治学の教科書では、議会の機能には①政府の形成・廃棄、②代表、③立法、④政府の監視の四つがあるとされる⁽³⁰⁾。しかし、これは民主主義体制を前提とした議論であり北朝鮮には適用しづらい。そのためここでは、皆川修吾がソ連・東欧社会主義体制から抽出した①正当化と帰属意識、②コミュニケーション、③動員、④利益の集約・表出⁽³¹⁾の四機能を想定するほうが分かりやすい。

これまで見てきたとおり、北朝鮮では会議関連法を整備しそれに基づいて議会運営することにより「民主主義」を標榜しているが、それは対外的宣伝の側面では逆効果であろう。ソ連や毛沢東期の中国も同様の議会運営を行なってきたとはいえ、ポスト冷戦の現在もなお全員当選の代議員選挙を実施し、いわゆる「シャンシャン会議」を開催したところで国際世論はそれを否定的に捉えるだけである。実際に、韓国の『道徳』教科書においては「100%投票 100%賛成」が北朝鮮における非民主主義性の象徴とされ、長年反共教育に用いられてきた。より重要なのは、ソ連・東欧と同様に、選挙の過程と議会開催を通じて国民を動員し政治教育を施すという側面であろう⁽³²⁾。それは住民に対して政権の正当化と体制への帰属意識をもたらしうる。郡や市といった下級人民会議代議員が最高人民会議代議員を選ぶのではなく、あくまで住民による直接投票を貫いていることも重要である。

そもそも北朝鮮は、二院制のソ連(連邦会議、民族会議)や中国(全人代、全国政协)と異なり、一院制を探っている。同国が单一民族国家であることがその理由とされる⁽³³⁾。代議員の任期が5年であり、解散可能性はなく、小選挙区制で單一候補者に対する事実上の信任投票である点もソ連や多くの東欧諸国と同様であるが、名実一致した一党独裁制のソ連とヘゲモニー政党制の北朝鮮との間には明確な相違がある。そもそもそれはプロレタリア独裁と人民民主主義の違いによるものだといえる。人民民主主義が一定の諸政党の存在と政権への参画を許す概念としてプロレタリア独裁に

代わって登場したことは指摘するまでもなかろう。

ホッジヤ政権下のアルバニアに至っては、議会の建前上の役割についてさえ定めておらず、「アルバニア労働党の一般方針及び指示に従って国内外政策の主要方向を定める」とされていた。北朝鮮が「複数政党制」を維持し、議会関連法において「民主主義」性を強調しているように見受けられることから、一党支

配に対する自信はこの水準に達していないと解釈することもできる。また、60年代以降、東欧諸国では代議員の発言に、出身地域、階層、職業等から見た利益、不利益という観点がより多く反映されるようになったという⁽³⁴⁾。さらに70年代のルーマニア等では、統一戦線が提出した名簿に基づくとの前提下、複数候補者による選挙が実施された。ガス抜きを目的としていることは言うまでもないが、北朝鮮はこの段階に至っていない。

終わりに

金正日政権が強力で磐石な指導体制を敷くことに成功し、自らの恣意的な支配に十分な自信を持っているのであれば、たとえ形式的であれ、法に則って最高人民会議を運営する必然性はなかろう⁽³⁵⁾。党大会が四半世紀以上も未開催のままである一方、名実ともに議会制度を維持させている理由としては、自らが「民主主義国家」であるという対外的宣伝の側面のほか、住民に体制の正統性を認知させ、帰属意識を高めるといった対内的側面が強いものと考えられる。

金日成と金正日の統治スタイルの相違については、党中央から国家中心へ、「先労政治」から「先軍政治」へといった指摘がなされてきた。98年以降、内閣や国防委員会の役割が強化されたのはもちろんであるが、常任委員会を中心に最高人

表3 ソ連の「衛星国」における国会概要

| | 議会名称 | 一院制? | 議員定数 | 任期(年) | 衛星政党数 | 無所属議員 |
|----------|---------------------|------|---------|-------|-------|-------|
| ボーランド | 議会 | ○ | 460 | 4 | 2 | 有 |
| 東ドイツ | 人民議会 | ○ | 500 | 5 | 8 | 無 |
| チェコスロバキア | 連邦議会 (人民議会+民族議会) | 二院制 | 200+150 | 5 | 4 | 無 |
| ハンガリー | 国民議会 | ○ | 352 | 5 | 0 | 無 |
| アルバニア | 人民議会 | ○ | 250 | 4 | 0 | 無 |
| ルーマニア | 大国民議会 | ○ | 349 | 5 | 0 | 無 |
| ブルガリア | 人民議会 | ○ | 400 | 5 | 1 | 有 |
| 北朝鮮 | 人民会議 | ○ | 579 | 5 | 2 | 無 |

※岡野加穂留ほか編『世界の議会』(各巻、ぎょうせい、1983年)等から筆者作成。

但し、80・81年基準。衛星政党数は東独における大衆組織を含む。チェコスロバキアやルーマニア等、東欧の大多数の議会で統一戦線のみが代議員候補者を推薦可能としているのに対し、北朝鮮では選挙における連立三党と統一戦線の関係が定かではない。

民会議の任務も増している。さらに検証が必要ではあるが、金日成が死去してから党中央委員会が全く開かれていなければ、党が軽視されたのではなく、党と国家の一体化が進んでおり、党が最高人民会議に案件を上げるという儀式をわざわざ行わなくとも良くなったことによるとの解釈が可能である。

金日成生前期には、党中央委員会全員会議に関する報道の直後には最高人民会議開催が報じられていたが、近年では前者が開催されていない代わりなのか、最高人民会議に関する報道が相対的に充実している。それでもなお資料不足であることに変わりはなく、最高人民会議研究は中国全人代研究の足元にも及び得ない。とりわけ党の各組織や内閣、国防委員会との関係、及び代議員候補者の選出過程を明らかにすることは今後の課題となる。

東独を除く東欧諸国は、社会主义体制が崩壊しても議会の枠組みを一定程度踏襲した。北朝鮮は韓国との再統一という特殊な事情を抱えており、東欧の経験が将来そのまま適用されるとは考えにくく、むしろ韓国国会(定数299名)と統合される可能性が議論されよう。しかし、エリートのリクルートメントという側面から最高人民会議をはじめとする国家機関の存在を無視することはできない。

表4 最高人民会議の開催状況

| 期 | 次 | 日程 | 日数 | 憲法 | 予算 | | 金正日 | 法律・法令・経済計画 | その他の議題 |
|-----------|----|---------------|----|----|------------------------------|------|-----|--------------------------------|---|
| | | | | | 総括 | 採択 | | | |
| 実際の任期：9年間 | | | | | | | | | |
| 1 | 1 | 1948/9/2-10 | 9 | 制定 | | | | | 第1次内閣組織 米ソに送る要請書採択（軍撤収） |
| | 2 | 1949/1/28-2/1 | 5 | | | | | 2ヵ年経済計画に関する法令 行政区域変更に関する決定書 | |
| | 3 | 1949/4/19-23 | 5 | | 1948 | 1949 | | | 訪ソした北朝鮮代表団の「10ヵ年経済文化交流協定」に関する金日成の報告 |
| | 4 | 1949/9/8-10 | 3 | | | | | 全般的義務教育実施に関する法令 | |
| | 5 | 1950/2/25-3/3 | 7 | | | | | 2ヵ年経済計画総括 | |
| | 6 | 1953/12/20-22 | 3 | | | | | | ソ中及び東欧共産主義諸国を訪問した代表団の帰国報告 |
| 1 | 7 | 1954/4/20-23 | 4 | | 1950 1951 1952 1953 | 1954 | | 戦後復旧3ヵ年計画に関する法令 | |
| | 8 | 1954/10/28-30 | 3 | 修正 | | | | | 南日、ジュネーブ会議の結果報告 韓国及び各界階層に送るアピール採択 |
| | 9 | 1955/3/9-3/11 | 3 | 修正 | 1954 | 1955 | | 内閣構成法 | 教育事業強化と初頭義務教育実施に関する決定書採択 |
| | 10 | 1955/12/20-23 | 4 | | | | | 農業現物税法令 住民所得税法令 | |
| | 11 | 1956/3/10-13 | 4 | | 1955 | 1956 | | 住民地方自治税法 | |
| | 12 | 1956/11/5-7 | 3 | | | | | | 訪ソ代表団帰国報告 軍縮に関するソ連最高会議アピール支持 韓国当局に送る平和統一アピール採択 |
| | 13 | 1957/3/14-16 | 3 | | 1956 | 1957 | | 戦後復旧3ヵ年計画総括 | |
| 5年1ヶ月間 | | | | | | | | | |
| 2 | 1 | 1957/9/18-20 | 3 | | | | | | 第2次内閣組織 |
| | 2 | 1958/2/17-19 | 3 | | 1957 | 1958 | | | 国際緊張状態緩和に関するソ連最高会議決定支持案採択 |
| | 3 | 1958/6/9-11 | 3 | | | | | 第1次5ヵ年計画に関する法令 | |
| | 4 | 1958/10/1-2 | 2 | | | | | | 全般的初等義務教育実施決定 |
| | 5 | 1959/2/20-21 | 2 | | 1958 | 1959 | | 農業現物法改正 | |
| | 6 | 1959/10/26-28 | 3 | | | | | | 祖国平和統一案に関する決定書 教育体系の全般的改編 |
| | 7 | 1960/2/25-27 | 3 | | 1959 | 1960 | | | 人民保健事業強化についての決定 |
| | 8 | 1960/11/19-24 | 6 | | | | | 第1次5ヵ年計画総括 | 祖国平和統一案 |
| | 9 | 1961/3/23-25 | 3 | | 1960 | 1961 | | | |
| | 10 | 1962/4/5-7 | 3 | | 1961 | 1962 | | | |
| | 11 | 1962/6/20-21 | 2 | | | | | | 韓国からの米軍撤退のための全民族的闘争を展開 |
| 5年2ヵ月間 | | | | | | | | | |
| 3 | 1 | 1962/10/22-23 | 2 | | | | | | 第3次内閣組織 代議員選挙 司法部組織 最高人民会議指導委員会選挙 |
| | 2 | 1963/5/9-11 | 3 | | 1962 | 1963 | | | 常任委政令承認 |
| | 3 | 1964/3/2 | | | | | | (無期延期 1964/2/28 政令) | |
| | 3 | 1964/3/26-28 | 3 | | 1963 | 1964 | | | 平和統一アピール 常任委政令承認 協同農場の経済的土台を強化し農民の生活向上させることについて（内閣提出） 日韓会談を紛糾し祖国の平和統一を促進することについて |
| | 4 | 1965/5/20-24 | 5 | | 1964 | 1965 | | | 米の侵略に反対するベトナム人民を支援することについて 全民族が団結し犯罪的日韓会談に反対することについて |

| | | | | | | | | | |
|--------|---|---------------|---|----|------|------|----------------|--|---|
| | 5 | 1966/4/27-29 | 3 | | 1965 | 1966 | | 農業現物税の完全廃止 | 韓国軍のベトナム派兵反対闘争 越盟人民会議闘争支持 常任委政令承認 |
| 3 | 6 | 1966/11/22-23 | 2 | | | | | | 全般的9年制技術義務教育を実施することについて 常任委政令承認 |
| | 7 | 1967/4/24 | 1 | | 1966 | 1967 | | | 常任委政令承認 |
| 5年間 | | | | | | | | | |
| 4 | 1 | 1967/12/14-16 | 3 | | | | | 代議員資格審査委組織 常任委組織 常任委選挙 内閣組織 検事総長任命 最高裁判所長任命 金日成「10大政綱」発表 | |
| | 2 | 1968/4/25 | 1 | | 1967 | 1968 | | | |
| | 3 | 1969/4/24 | 1 | | 1968 | 1969 | | | |
| | 4 | 1970/4/20-23 | 4 | | 1969 | 1970 | | | |
| | 5 | 1971/4/12-13 | 2 | | 1970 | 1971 | | | 現国際情勢と祖国の自主的統一を促進させることについて（8項目統一方案） |
| | 6 | 1972/4/29-30 | 2 | | 1971 | 1972 | | | |
| 5年間 | | | | | | | | | |
| 5 | 1 | 1972/12/25-28 | 4 | 制定 | | | | 議長団選挙 中央国家機関選挙 | |
| | 2 | 1973/4/5-10 | 6 | | | | | 祖国の自主的平和統一を促進するため外国の内政干渉を終わらせることについて 全般的10年制中高義務教育と1年制学校前義務教育を実施することについて | |
| | 3 | 1974/3/20-25 | 6 | | 1973 | 1974 | | 税金制度をなくすことについて 朝鮮で緊張状態をなくし祖国の自主的平和統一を促進させるための前提を設けることについて (米国との直接平和協定会議提起) | |
| | 4 | 1974/11/27-29 | 3 | | | | | 社会主義農村問題に関するテーマ 組織問題（金東奎副主席） | |
| | 5 | 1975/4/8-10 | 3 | | 1974 | 1975 | | 11年制義務教育法令執行総括について | |
| | 6 | 1976/4/27-29 | 3 | | 1975 | 1976 | | 幼児教育教養制度を強化発展させることについて 組織問題（金一副主席、朴成哲総理） | |
| | 7 | 1977/4/26-29 | 4 | | 1976 | 1977 | 土地法 | | |
| 4年4ヵ月間 | | | | | | | | | |
| 6 | 1 | 1977/12/15-17 | 3 | | | | 第2次7ヵ年計画に関する法令 | 議長団選挙 中央政権機関選挙 | |
| | 2 | 1978/4/18-20 | 3 | | 1977 | 1978 | 社会主義労働法 | | |
| | 3 | 1979/3/27-29 | 3 | | 1978 | 1979 | | | |
| | 4 | 1980/4/2-4 | 3 | | 1979 | 1980 | 人民保健法 | | |
| | 5 | 1981/4/6-8 | 3 | | 1980 | 1981 | | | |
| 4年8ヵ月間 | | | | | | | | | |
| 7 | 1 | 1982/4/5 | 1 | | 1981 | 1982 | 出 | 議長団選挙 中央政権機関選挙 | |
| | 2 | 1983/4/5-7 | 3 | | 1982 | 1983 | 出 | 組織問題（林春秋副主席、楊亨燮常設会議議長） | |
| | 3 | 1984/1/25-27 | 3 | | 1983 | 1984 | 出 | 朝鮮における平和の保障を整え祖国の自主的平和統一を促進することについて 南南協力と対外経済活動を強化し貿易活動をいっそう発展させることについて 組織問題（李鍾玉副主席、姜成山総理） | |
| | 4 | 1985/4/9-11 | 3 | | 1984 | 1985 | 出 | 北と南の間に民族的和解と信頼を図り国の緊張状態を緩和するための実際的措置をとることについて（南北国会会談を提案） | |
| | 5 | 1986/4/7-9 | 3 | | 1985 | 1986 | 出 | 環境保護法 | |

| | 3年5ヵ月間 | | | | | | | | 議長団選挙 代議員資格審査委選出 中央政権機関選挙 |
|-----|-----------------------------|---------------|---|------|------|------|---|--|---|
| | 1 | 1986/12/29-30 | 2 | | | 出 | | | |
| 8 | 2 | 1987/4/21-23 | 3 | | 1986 | 1987 | 欠 | 人民経済発展第3次7ヵ年計画に関する法令 | |
| | 3 | 1988/4/5-7 | 3 | | 1987 | 1988 | 出 | | |
| | 4 | 1988/12/12 | 1 | | | 欠 | | | 政務院総理の解任・選出（延亨默総理） |
| | 5 | 1989/4/7-8 | 2 | | 1988 | 1989 | 出 | | |
| | 8年3ヵ月間（実質1990/5-1994/4の4年間） | | | | | | | | |
| 9 | 1 | 1990/5/24-26 | 3 | | 1989 | 1990 | 出 | | 国家主席選挙 国家指導機関選挙 |
| | 2 | 1991/4/11-13 | 3 | | 1990 | 1991 | 出 | 常設会議で採択した法（民法、家族法） | |
| | 3 | 1992/4/8-10 | 3 | 修正補充 | 1991 | 1992 | 欠 | 常設会議で採択した法（商業法、都市経営法、刑事訴訟法） | 政府とIAEA間で結んだ保障措置協定の批准 |
| | 4 | 1992/12/11 | 1 | | | | 出 | 山林法 常設会議で採択した法（国旗法、外国人投資法、合作法、外国人企業法） | 組織問題（姜成山総理） |
| | 5 | 1993/4/7-9 | 3 | | 1992 | 1993 | 欠 | 地下資源法 常設会議で採択した法（外国投資企業・外国人税金法、外貨管理法、自由経済貿易地帯法、計量法） | 金日成「祖国統一のための全民族大团结10大綱領」採択 組織問題（金正日国防委員長） |
| | 6 | 1993/12/9-11 | 3 | | | | 出 | 建設法 常設会議で採択した法（国章法、土地質貸法、外国投資銀行法、修正補充した地方主権機関構成法、修正補充した税関法） | 民族文化遺産の継承発展事業のいっそうの改善強化 組織問題（金英柱・金炳植副主席） |
| | 7 | 1994/4/6-8 | 3 | | 1993 | 1994 | 出 | 常設会議で採択した法（文化遺物保護法、弁護士法、修正補充した合営法） | 党が提出した社会主義経済建設の緩衝期課題の成功裏の遂行 |
| 5年間 | | | | | | | | | |
| 10 | 1 | 1998/9/5 | 1 | 修正補充 | | | 出 | | 金正日国防委員長推戴 国家指導機関選挙（金永南常任委員長、洪成南総理） |
| | 2 | 1999/4/7-9 | 3 | | 1998 | 1999 | 出 | 人民経済計画法 | |
| | 3 | 2000/4/4-6 | 3 | | 1999 | 2000 | 出 | 常任委員会が採択した法（教育法、対外経済仲裁法、民用航空法） | 社会安全省を人民保安省に改称 朝日親善善隣協力条約の批准 |
| | 4 | 2001/4/5 | 1 | | 2000 | 2001 | 出 | 常任委員会が採択した法（加工貿易法、閘門法、著作権法） | 組織問題（内容非公表） |
| | 5 | 2002/3/27 | 1 | | 2001 | 2002 | 出 | 国土計画法 | |
| | 6 | 2003/3/26 | 1 | | 2002 | 2003 | 欠 | 常任委員会が採択した一部の法（軍事服務法、機構法、都市計画法、河川法、会計法） | 人民生活公債発行を承認 |
| 11 | 1 | 2003/9/3 | 1 | | | | 出 | | 金正日国防委員長再推戴 国家指導機関選挙（朴奉珠総理） 「朝米間の核問題に関して外務省がとった対外的措置を承認することについて」決定の採択 |
| | 2 | 2004/3/25 | 1 | | 2003 | 2004 | 欠 | | |
| | 3 | 2005/3/9 | | | | | | (延期 2005/3/3 決定) | |
| | 4 | 2005/4/11 | 1 | | 2004 | 2005 | 出 | | 組織問題（注目人事なし） |
| | 5 | 2006/4/11 | 1 | | 2005 | 2006 | 欠 | | 「科学技術発展を打ちたて強盛大国建設を力強く推し進めることについて」 |
| | | | | | | | | | 組織問題（金英逸総理、金永春国防副委員長） |

※『北朝鮮の現況』、『北朝鮮政策動向』、『朝鮮中央年鑑』等をもとに作成。

(1) 例えば、パクヒョンジュン『金正日時代北朝鮮の政治体制』(ソウル、統一研究院、2004年)では、全200頁のうち概要のみわずか2頁でしか触れられていない(82-84頁)。また、徐大肅編『北韓文献研究——最高人民会議』(ソウル、慶南大学校極東問題研究所、2004年)は大変参考になるが、北朝鮮において全く別の概念である「首相」と「総理」を混用するなどの問題点が残る。この点については別稿を準備中である。

わが国における北朝鮮研究の全体像については、室岡鉄夫「日本における北朝鮮研究——20世紀最後の10年間を中心」『現代韓国朝鮮研究』(創刊号、新書館、2001年)参照。基本書ともいべき小此木政夫編著『北朝鮮ハンドブック』(講談社、1997年)にも会議に関する独立項目はない。例外的に、谷浦孝雄「朝鮮民主主義人民共和国」岡野加穂留ほか編『世界の議会 アジアII』(ぎょうせい、1983年)、57-67頁があるものの、公刊から四半世紀が経過しその間に二回の大幅な憲法改正を経ていることから再検証が必要である。

また、本稿の前提として、北朝鮮政治体制研究の問題点については拙稿「北朝鮮政治体制論の研究動向と『スルタン主義』」(『季報国際情勢』第76号)、体制の全体構造については同「金正日体制の出帆——『苦難の行軍』から『強盛大国』論へ」(鐸木昌之ほか編『朝鮮半島と国際政治——冷戦の展開と変容』慶應義塾大学出版会、2005年)、同「金正日『先軍政治』の本質」(小此木政夫編『危機の朝鮮半島』慶應義塾大学出版会、2006年)を参照されたい。

(2) 例えば、シンギヒョン「北韓最高人民会議構成と運営に関する比較分析」『共産圏研究』(第4集、1994年)、李啓満「北韓最高人民会議分析」『統一問題研究』(91-I、1991年)、ジョンシンウク「北韓の権力構造改編——最高人民会議を中心に」『統一研究』(第3巻第1号、1998年)。最高人民会議での報告・討論内容については、『北韓最高人民会議資料集』(全4巻、ソウル、国土統一院、1988年)が整理している。

(3) 機関別名簿は、ラヂオプレス『朝鮮民主主義人民共和国組織別人名簿』(RP プリンティング、各年度版)に依拠している。

(4) 国防委員会は、2007年になって明確に「中枢的機関」と定められ、「その統一的な指揮に従って国の全般的事業を進めていく」とされた(朴スンハ「先軍領導体系」『民主朝鮮』2007年3月18日付)。国防委員会の役割については別稿を準備中である。

(5) 近年、中国研究の分野では議会研究が盛んである。代表的なものに、加茂具樹『現代中国政治と人民代表大会——人代の機能改革と「領導・被領導」関係の変化』(慶應義塾大学出版会、2006年)。

(6) 下斗米伸夫『モスクワと金日成——冷戦の中の北朝鮮 1945-1961年』(岩波書店、2006年)、59頁。なお、

ソ連は崩壊までに北朝鮮同様四つの憲法を有してきた(1918年憲法、24年憲法、36年「スターリン憲法」、77年「ブレジネフ憲法」)。

(7) 金正日「全国人民政權機關イルケン講習会参加者達に送った書簡—わが人民政權の優越性をより高く発揚させよう(92年12月22日)」『金正日選集』(第13巻、平壤、朝鮮労働党出版社、1998年)、255-290頁。

(8) 最高人民会議の開催状況や代議員選挙の概況については、ラヂオプレス『北朝鮮の現況』(RP プリンティング、1990、1995、1998、2004年版)及び『北朝鮮政策動向』で把握できる。それを『民主朝鮮』や『朝鮮中央年鑑』(平壤、朝鮮中央通信社、各年度版)、『朝鮮民主主義人民共和国法典(大衆用)』(平壤、法律出版社、2004年)で再確認し表1、表4を作成のうえ本稿を執筆している。

(9) 徐大肅『金日成——思想と政治体制』(御茶の水書房、1992年)、307-315頁。徐は、72年に党よりも国家の機関を重視するようになった要因を、①第三世界との関係が広がるなかで非同盟諸国との盟主となるために国家元首を格上げする必要性、②解体しつつあったパルチザン派に代わって金日成が依拠できる若いテクノクラートを確保、③ソ連の衛星国家からの脱却、という三点から説明している。

(10) 「選挙」権しか認められていなかった国防委員長や常任委員長といったポストに対し、「召還」・「解任」の権利も付与されたことを除く。

(11) 中央人民委員会は政務院の上部機関として72年「社会主義憲法」制定と同時に発足した。

(12) 第11期第5次会議の例だと10名の代議員による討論、さらに5名の書面討論が行われている。最高人民会議に関する朝鮮中央テレビの各種報道を見る限り、報告者及び討論者は手元の書面を朗読しているだけのように見受けられる。

(13) 実際の出席代議員数は会議開催直後にはほぼ毎回発表される。例えば2007年4月11日開催の第11期第5次会議には代議員687人中593人が参加しており、出席率は約86.3%であった。

(14) 「朝鮮労働党中央委員会第6期第15次全員会議に関する報道」『労働新聞』1988年12月13日付。

(15) 「朝鮮労働党中央委員会第6期第21次全員会議に関する報道」『労働新聞』1993年12月9日付。

(16) 1982年4月15日の金日成生誕70周年の際のように、党中央委員会との「共同会議」という変則的な開催のされ方もある。

(17) 「首領制」については、鐸木昌之『北朝鮮——社会主義と伝統の共鳴』(東京大学出版会、1992年)。

(18) 北朝鮮の人口については詳細な考察がある。文浩一「朝鮮民主主義人民共和国の人口変動分析——死亡率と出生率(1)・(2)」『アジア経済』(第41巻第12号 - 第

- 42卷第1号、2000年12月-01年1月)参照。
- (19) 第11期代議員については「代議員資格審査委員会報告」『労働新聞』2003年9月4日付。第10期代議員については「代議員の構成について」『労働新聞』1988年9月6日付。全秉鎬、金国泰・資格審査委員会委員長が第1次会議中に明らかにした内容が掲載されている。詳細については表2参照。第9期までについては前掲、李啓満「北韓最高人民会議分析」、27-31頁も整理しているが複数部分で数値に誤りが見られる。
- (20) 「朝鮮民主主義人民共和国各級人民会議代議員選挙法」前掲『朝鮮民主主義人民共和国法典(大衆用)』、49-62頁。本稿で扱った法律は主に同書に依拠している。
- (21) これらの規定は東欧諸国でも同様であった。岡野加穂留ほか編『世界の議会 ソ連・東欧』(ぎょうせい、1983年)、107-108頁。
- (22) 「民主主義的で人民的なわが国の選挙制度」『労働新聞』2003年7月10日付。筆者も第10期選挙(1998年7月)実施直後に北朝鮮各地を視察しているが、街や食堂等の各所に投票を呼びかけるポスターや旗が掲げられ、いわば祝賀ムードが演出されていた。
- (23) 第11期選挙(2003年8月)の前後に筆者が北京及び中朝国境地帯で行なった複数の脱北者へのインタビューによる。
- (24) 同選挙は、98年5月25日に常設会議決定「最高人民会議第10期代議員選挙のための中央選挙委員会を組織することについて(5月24日付)」が発表され、90年4月以来8年ぶりの選挙が実施されるに至ったものである。同決定によると、中央選挙委員会の構成は次のとおりであった。委員長=楊亭燮(常設会議議長、党中央委員会政治局員候補)、副委員長=金仲麟(党中央委員会書記)。ほか委員10名は社会安全部長や労働団体委員長、衛星政党の副委員長等。
- (25) 金正日の長男で2001年5月に成田空港で拘束された金正男氏と同一人物かどうかは不明である。代議員は選出された際にハングル表記の氏名と選挙区番号のみ公表されるため、身元の特定はきわめて困難である。
- (26) 在日朝鮮人からは、総聯議長、同責任副議長、朝鮮大学校長ら7名ほどが代議員に選出されてきた。
- (27) 「偉大な領導者金正日同志に対するわが軍隊と人民の絶対的な信頼の表示」『労働新聞』1998年6月30日付。「強盛大国を建設する民族の歓呼」『民主朝鮮』1998年7月1日付。
- (28) 北朝鮮のヘゲモニー政党制については、拙稿「北朝鮮の『多元主義』——弛緩と抑制」(『東亜』第476号、2007年)、24-34頁参照。ヘゲモニー政党制は、イデオロギー指向型と pragmatism 指向型に二分されるが、人民民主主義体制が前者に属するのはいうまでもない(G・サルトーリ(岡沢憲美・川野秀之訳)『現代政党学(新装版)』(早稲田大学出版部、1992年(原著1976年))、384-395頁参照)。なお、この分野については近年、中国の民主諸党派に関して深奥な研究成果が出てきている(高橋祐三『民主諸党派・人民政治協商會議・人民代表大会——党外政治ファクターの再検証』国分良成編『中国政治と東アジア』(慶應義塾大学出版会、2004年)等を参照)。
- (29) 「道徳・義理の法律条文」『労働新聞』1998年10月4日付。
- (30) 真柄秀子・井戸正伸『改訂版比較政治学』(放送大学教育振興会、2004年)、42-46頁。
- (31) 皆川修吾「総論」前掲『世界の議会 ソ連・東欧』、17-19頁。
- (32) 但し、初期ソヴィエトにおいては、不平等制限ながらも多段階間接選挙が行われていた。ソ連では当時より、都市においては生産単位、農村においては集落単位で選挙区が形成されていた。
- (33) 朝鮮民主主義人民共和国科学院経済法学研究所編(在日本朝鮮人科学者協会社会科学部門法政部会訳)『朝鮮民主主義人民共和国の国家・社会体制』(日本評論社、1966年)、126頁。
- (34) 前掲『世界の議会 ソ連・東欧』、110頁。
- (35) 北朝鮮と友好な関係を保った「社会主义体制」がアフリカ諸国に多く存在したことは指摘するまでもないが、それらは議会を有するアフリカ的社会主义とマルクス主義的社会主义に二分される中、リビアでは議会及び政党自体が否定され第三の範疇に区分される(小田英郎『アフリカ現代政治』(東京大学出版会、1989年)の第3章「ネイション・ビルディングと社会主义」及び第4章「ネイション・ビルディングと政党」参照)。その他、不文憲法であることはもちろん、議会や政党さえ有さないサウジアラビアのような国家もある。

〔追記〕有益なコメントをくださった査読委員と編集委員の先生方、瀬下政行先生(法務省)に感謝申し上げる。本研究の一部は慶應義塾学事振興資金の補助を受けた。